

健感発 1 1 3 0 第 1 号
平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

新種のコロナウイルスによる感染症の発生について
(症例定義の変更)

日頃より、感染症対策にご協力賜りありがとうございます。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日付け健感発 0 9 2 6 第 1 号により、新種のコロナウイルスによる感染症に罹患した疑いのある患者について情報提供をお願いしたところですが、今般、WHO（世界保健機関）が、当該感染症の症例定義を更新したことを受け、情報提供をお願いする患者の要件を以下のように改めます。つきましては、貴管下医療機関に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。医療機関から情報提供があった場合には、引き続き、その内容について速やかに当課までご連絡ください。

記

(情報提供を求める患者の要件)

3 8 度以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又は ARDS）が疑われる者であり、発症前 1 0 日以内にアラビア半島又はその周辺諸国に渡航又は居住していた者。

但し、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合は除く。

参考資料

- ・新種のコロナウイルスについて（検疫所ホームページ）
<http://www.forth.go.jp/news/2012/11261336.html>
- ・コロナウイルス(HCoV-EMC)重症感染症（国立感染症研究所ホームページ）
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>